



発行 新潟県

第 25 号

令和7年4月1日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

29 新潟県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則（都市政策課）

告 示

- 359 廃棄物が地下にある土地の指定区域の指定（資源循環推進課）
- 360 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 361 新潟県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例別表の規定による指定（生活衛生課）
- 362 農地を利用する権利の設定に関する裁定（地域農政推進課）
- 363 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 364 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 365 管理規程の認可（農地計画課）
- 366 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 367 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 368 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 369 公共測量の終了通知（監理課）
- 370 公共測量の終了通知（監理課）
- 371 公共測量の終了通知（監理課）
- 372 公共測量の終了通知（監理課）
- 373 公共測量の終了通知（監理課）
- 374 公共測量の終了通知（監理課）
- 375 公共測量の終了通知（監理課）
- 376 公共測量の終了通知（監理課）
- 377 公共測量の終了通知（監理課）
- 378 基本測量の終了通知（監理課）
- 379 公共測量の終了通知（監理課）
- 380 公共測量の終了通知（監理課）
- 381 公共測量の終了通知（監理課）
- 382 建築に当り確認を受ける区域の解除（建築住宅課）
- 383 建築に当り確認を受ける区域の解除（建築住宅課）
- 384 建築に当り確認を受ける区域の改正（建築住宅課）

公 告

- 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催（消防課）
- 危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催（消防課）
- 調理師試験の実施（健康づくり支援課）
- 特定調達契約（物品の購入等）に係る競争入札参加者の資格（出納局会計検査課）
- 特定調達契約（庁舎等管理業務の委託）に係る競争入札参加者の資格（出納局会計検査課）
- 特定調達契約の落札者等（財務課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

公安委員会告示

39 少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域 (少年課)

規 則

新潟県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則をここに公布する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第29号

新潟県宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 宅地造成等工事規制区域内における規制（第4条―第12条）

第3章 特定盛土等規制区域内における規制（第13条―第21条）

第4章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）の施行に関しては、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この規則において使用する用語は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

（証明書の様式）

第3条 法第7条第1項（法第24条第2項又は法第43条第2項において準用する場合を含む。）及び第2項に規定する証明書の様式は、別記第1号様式とする。

第2章 宅地造成等工事規制区域内における規制

（資力及び信用等を証する書類）

第4条 省令第7条第1項第12号及び第2項第10号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 資金を自己資金で調達する場合にあっては、金融機関の預金若しくは貯金の残高を証明する書類又はこれに類する書類
- (2) 資金を借入金で調達する場合にあっては、金融機関の融資を証明する書類
- (3) 工事主が個人の場合にあっては、直前3年の所得税及び個人事業税の納付すべき額並びに納付済額を証する書類
- (4) 工事主が法人の場合にあっては、直前3年の各事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書又は社員資本等変動計算書、個別注記表、法人税及び法人事業税の納付すべき額並びに納付済額を証する書類並びに事業経歴書
- (5) 工事主が法人である場合において、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者があるときは、これらの者の住民票又は個人番号カードの写し（これらの者が法人である場合にあっては、その登記事項証明書）及び当該株主の有する株式の数又は当該出資をしている者のなした出資の金額が確認できる書類
- (6) 別に定める工事施行者の能力に関する書類
- (7) 申請に係る土地の登記事項証明書及び公図の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

（技術的基準の付加）

第5条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事については、盛土又は切土をした後の地盤に変動が生じないように、別に定める技術的基準により、小段の設置その他適切な措置を講じなければならない。

（宅地造成等に関する工事の協議）

第6条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書（別記第2号様式）に省令第7条第1項第1号から第4号まで及び第6号に規定する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書（別記第3号様式）に省令第7条第2項第1号から第4号までに規定する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、法第15条第1項の規定による協議が成立したときは、当該協議をした者に対し、その旨を通知する。

(宅地造成等に関する工事の変更許可)

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第16条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第37条第1項に規定する書類のほか、変更する内容について法第12条第2項第4号に規定する同意を得たことを証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第16条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第37条第2項に規定する書類のほか、変更する内容について法第12条第2項第4号に規定する同意を得たことを証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の軽微な変更の届出)

第8条 宅地造成等に関する工事について、法第16条第2項の規定による知事への届出を行おうとする者は、宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の変更協議)

第9条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項で準用する法第15条第1項の規定による変更の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書(別記第5号様式)に省令第37条第1項に規定する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第15条第1項の規定による協議が成立した者で、法第16条第3項で準用する法第15条第1項の規定による変更の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書(別記第6号様式)に省令第37条第2項に規定する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する工事の定期の報告)

第10条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(別記第7号様式)に省令第48条第1項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の定期報告書(別記第8号様式)に省令第48条第2項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する届出を要する工事の完了の届出)

第11条 法第21条第1項又は第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事が完了したときは、届出を要する工事の完了届出書(別記第9号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(宅地造成等に関する届出を要する工事の変更の届出)

第12条 法第21条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事の変更届出書(別記第10号様式)に法第21条第1項の規定による届出書に添付した書類のうち変更に係るものその他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 法第21条第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、擁壁等に関する工事の変更届出書(別記第11号様式)を知事に提出しなければならない。

第3章 特定盛土等規制区域内における規制

(特定盛土等又は土石の堆積に関する届出を要する工事の完了の届出)

第13条 法第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る工事が完了したときは、届出を要する工事の完了届出書(別記第9号様式)に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する届出を要する工事の変更の届出)

第14条 特定盛土等に関する工事について、法第28条第1項の規定による知事への届出を行おうとする者は、省令第61条第1項に規定する書類のほか、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第28条第1項の規定による知事への届出を行おうとする者は、省令第61条第2項に規定する書類のほか、知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 法第40条第1項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、宅地造成等に関する工事の変更届出書(別記第10号様式)に法第40条第1項の規定による届出書に添付した書類のうち変更に係るものその他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 法第40条第3項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更しようとするときは、擁壁等に関する工事の変更届出書(別記第11号様式)を知事に提出しなければならない。

(資力及び信用等を証する書類)

第15条 省令第63条第1項第2号及び第2項第2号に規定する規則で定める書類は、第4条各号に掲げる書類とする。

(技術的基準の付加)

第16条 特定盛土等に関する工事については、盛土又は切土をした後の地盤に変動が生じないように、別に定める技術的基準により、小段の設置その他適切な措置を講じなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の協議)

第17条 特定盛土等に関する工事について、法第34条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書(別記第2号様式)に省令第7条第1項第1号から第4号まで及び第6号に規定する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第34条第1項の規定により知事との協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の協議書(別記第3号様式)に省令第7条第2項第1号から第4号までに規定する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

3 知事は、法第34条第1項の規定による協議が成立したときは、当該協議をした者に対し、その旨を通知する。
(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更許可)

第18条 特定盛土等に関する工事について、法第35条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第67条第1項に規定する書類のほか、変更する内容について法第30条第2項第4号に規定する同意を得たことを証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第35条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第67条第2項に規定する書類のほか、変更する内容について法第30条第2項第4号に規定する同意を得たことを証する書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更の届出)

第19条 特定盛土等又は土石の堆積に関する工事について、法第35条第2項の規定による知事への届出を行おうとする者は、宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書(別記第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更協議)

第20条 特定盛土等に関する工事について、法第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第35条第3項で準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書(別記第5号様式)に省令第67条第1項に規定する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第34条第1項の規定による協議が成立した者で、法第35条第3項で準用する法第34条第1項の規定による変更の協議を行おうとする者は、土石の堆積に関する工事の変更協議書(別記第6号様式)に省令第67条第2項に規定する書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の定期の報告)

第21条 特定盛土等に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする者は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書(別記第7号様式)に省令第78条第1項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 土石の堆積に関する工事について、法第38条第1項の規定による報告をしようとする者は、土石の堆積に関する工事の定期報告書(別記第8号様式)に省令第78条第2項に規定する書類その他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

第4章 雑則

(委任)

第22条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別記

第1号様式 (第3条関係)

(縦6センチメートル、横9センチメートル)

(表)

身分証明書		第	号
<div style="border: 1px solid black; width: 80px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> [写真] </div>	<p>所 属</p> <p>職 氏 名</p> <p>生年月日</p>	<p>年</p> <p>月</p> <p>日</p>	<p>生</p>
<p>上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項、第6条第1項、第24条第1項又は第43条第1項の規定により、測量若しくは調査、土地の試掘若しくは障害物の伐除又は立入検査をすることができる者であることを証明する。</p>			
<p>年 月 日</p>		<p>新潟県知事 印</p>	

(裏)

宅地造成及び特定盛土等規制法 (抜粋)

(証明書等の携帯)

第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(立入検査)

第24条 都道府県知事は、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第20条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(立入検査)

第43条 都道府県知事は、第27条第4項(第28条第3項において準用する場合を含む。)、第30条第1項、第35条第1項、第36条第1項若しくは第4項、第37条第1項、第39条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第2号様式 (第6条、第17条関係)

年 月 日

新潟県知事 様

協議者 住 所
氏 名

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項又は第34条第1項の規定により協議します。

1	設計者の住所及び氏名				
2	工事施行者の住所及び氏名				
3	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)			
4	土地の面積	m ²			
5	工事着手前の土地利用状況				
6	工事完了後の土地利用				
7	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土			
8	土地の地形	溪流等への該当 有・無			
9	ア 盛土又は切土の高さ	m			
	イ 盛土又は切土をする土地の面積	m ²			
	ウ 盛土又は切土の土量	盛土	m ³		
		切土	m ³		
	エ 擁壁	番号	構造	高さ	延長
				m	m
	オ 崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
				m	m
	カ 排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
				cm	m
	キ	崖面の保護の方法			
ク	崖面以外の地表面の保護の方法				
ケ	工事中の危害防止のための措置				
コ	その他の措置				
サ	工事着手予定年月日	年 月 日			
シ	工事完了予定年月日	年 月 日			
ス	工程の概要				
10	その他必要な事項				

- (注) 1 1欄の設計者又は2欄の工事施行者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
 2 1欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付すこと。
 3 2欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
 4 3欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下1位まで記入すること。
 5 7欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可)

- 6 8 欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 7 10 欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

第3号様式（第6条、第17条関係）

年 月 日

新潟県知事 様

協議者 住所
氏名

土石の堆積に関する工事の協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第15条第1項又は第34条第1項の規定により協議します。

1	設計者の住所及び氏名			
2	工事施行者の住所及び氏名			
3	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
4	土地の面積	m ²		
5	工事の目的			
6 工事の概要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	m		
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	m ²		
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	m ³		
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	オ 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	キ 空地の設置	番号	空地の幅	
			m	
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
	コ 工事中の危害防止のための措置			
	サ その他の措置			
シ 工事着手予定年月日	年	月	日	
ス 工事完了予定年月日	年	月	日	
セ 工程の概要				
7	その他必要な事項			

- (注) 1 1欄の設計者又は2欄の工事施行者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 2 2欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
- 3 3欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下1位まで記入すること。
- 4 6欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
- 5 7欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

第4号様式（第8条、第19条関係）

年 月 日

新潟県知事 様

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成等に関する工事の軽微な変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第2項又は第35条第2項の規定により、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の軽微な変更について次のとおり届け出ます。

許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号			
土地の所在 及び地番				
変更事項				
変更内容	変更前		変更後	
変更理由				
変更年月日	年 月 日			

第5号様式（第9条、第20条関係）

年 月 日

新潟県知事 様

協議者 住 所
氏 名

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項又は第35条第3項の規定により協議します。

1	設計者の住所及び氏名						
2	工事施行者の住所及び氏名						
3	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)					
4	土地の面積	m ²					
5	工事着手前の土地利用状況						
6	工事完了後の土地利用						
7	盛土のタイプ	平地盛土・腹付け盛土・谷埋め盛土					
8	土地の地形	溪流等への該当 有・無					
9	工 事 の 概 要	ア	盛土又は切土の高さ	m			
		イ	盛土又は切土をする土地の面積	m ²			
		ウ	盛土又は切土の土量	盛土	m ³		
				切土	m ³		
		エ	擁壁	番号	構造	高さ	延長
						m	m
		オ	崖面崩壊防止施設	番号	種類	高さ	延長
						m	m
		カ	排水施設	番号	種類	内法寸法	延長
						cm	m
		キ	崖面の保護の方法				
ク	崖面以外の地表面の保護の方法						
ケ	工事中の危害防止のための措置						
コ	その他の措置						
サ	工事着手予定年月日	年 月 日					
シ	工事完了予定年月日	年 月 日					
ス	工程の概要						
10	その他必要な事項						
11	変更理由						
12	許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号					

- (注) 1 1欄の設計者又は2欄の工事施行者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
 2 1欄は、資格を有する者の設計によらなければならない工事を含むときは、氏名の横に○印を付すこと。
 3 2欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。

- 4 3欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下1位まで記入すること。
- 5 7欄は、該当する盛土タイプに○印を付すこと。(複数選択可)
- 6 8欄は、溪流等(宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第7条第2項第2号に規定する土地をいう。)への該当の有無のいずれかに○印を付すこと。
- 7 10欄は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

第6号様式（第9条、第20条関係）

年 月 日

新潟県知事 様

協議者 住所
氏名

土石の堆積に関する工事の変更協議書

宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第3項又は第35条第3項の規定により協議します。

1	設計者の住所及び氏名			
2	工事施行者の住所及び氏名			
3	土地の所在地及び地番 (代表地点の緯度経度)	(緯度： 度 分 秒、 経度： 度 分 秒)		
4	土地の面積	m ²		
5	工事の目的			
6 工事の概要	ア 土石の堆積の最大堆積高さ	m		
	イ 土石の堆積を行う土地の面積	m ²		
	ウ 土石の堆積の最大堆積土量	m ³		
	エ 土石の堆積を行う土地の最大勾配			
	オ 勾配が10分の1を超える土地における堆積した土石の崩壊を防止するための措置			
	カ 土石の堆積を行う土地における地盤の改良その他の必要な措置			
	キ 空地の設置	番号	空地の幅	
			m	
	ク 雨水その他の地表水を有効に排除する措置			
	ケ 堆積した土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置			
	コ 工事中の危害防止のための措置			
	サ その他の措置			
シ 工事着手予定年月日	年 月 日			
ス 工事完了予定年月日	年 月 日			
セ 工程の概要				
7	その他必要な事項			
8	変更理由			
9	許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号		

- (注) 1 1欄の設計者又は2欄の工事施行者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
 2 2欄は、未定のときは、後で定まってから工事着手前に届け出ること。
 3 3欄は、代表地点の緯度及び経度を世界測地系に従って測量し、小数点以下1位まで記入すること。
 4 6欄ケは、鋼矢板等を設置するときは、当該鋼矢板等についてそれぞれ番号、種類、高さ及び延長を記入し、それ以外の措置を講ずるときは、措置の内容を記入すること。
 5 7欄は、土石の堆積に関する工事を施行することについて他の法令による許可、認可等を要する場合においてのみ、その許可、認可等の手続の状況を記入すること。

第7号様式（第10条、第21条関係）

年 月 日

新潟県知事 様

工事主 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項又は第38条第1項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1	工事が施行される土地の所在地				
2	工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日		第 号	
3	報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
4	報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
5	報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
6	報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
7	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				

- (注) 1 第5回目以降の報告を行うときは、直近4回分について記載すること。
 2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに7欄の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。
 3 土砂を搬入するときは、採取場所や搬入した土量等を記載した一覧表を添付すること。

第8号様式（第10条、第21条関係）

年 月 日

新潟県知事 様

工事主 住 所

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

土石の堆積に関する工事の定期報告書

宅地造成及び特定盛土等規制法第19条第1項又は第38条第1項の規定により、土石の堆積に関する工事の定期報告書について次のとおり届け出ます。

1 工事が施行される土地の所在地				
2 工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日		第 号	
3 報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
4 報告の時点における土石の堆積の高さ	m	m	m	m
5 報告の時点における土石の堆積の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
6 報告の時点における土石の堆積の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
7 前回の報告から新たに堆積された土石の土量及び除却された土石の土量	m ³	m ³	m ³	m ³

(注) 1 第5回目以降の報告を行うときは、直近4回分について記載すること。

2 報告の時点における土石の堆積を行っている土地の状況（堆積する土石の高さ、確保すべき空地、地表水を排除する措置の状況、柵等の設置状況等）及びその付近の状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。

3 土砂を搬入するときは、採取場所や搬入した土量等を記載した一覧表を添付すること。

第9号様式（第11条、第13条関係）

年 月 日

新潟県知事 様

工事主 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

届出を要する工事の完了届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項若しくは第3項、第27条第1項又は第40条第1項若しくは第3項の規定により届け出た宅地造成、特定盛土等、土石の堆積又は擁壁等に関する工事が完了したので次のとおり届け出ます。

1 最初に届け出た年月日	年 月 日
2 工事をした土地の所在地及び地番	
3 工事施行者の住所及び氏名	
4 備考	

（注）3欄の工事施行者が法人であるときは、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

第10号様式（第12条、第14条関係）

年 月 日

新潟県知事 様

工事主 住 所
氏 名〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成等に関する工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第1項又は第40条第1項の規定により届け出た宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

最初に届け出た年月日	
工事をしている土地の所在及び地番	
工事をしている土地の面積	
変更事項	
変更理由	

第11号様式（第12条、第14条関係）

年 月 日

新潟県知事 様

届出者 住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

擁壁等に関する工事の変更届出書

宅地造成及び特定盛土等規制法第21条第3項又は第40条第3項の規定により届け出た擁壁等に関する工事の変更について次のとおり届け出ます。

最初に届け出た年月日	
工事を行っている土地の所在及び地番	
行おうとする工事の種類及び内容	
変更事項	
変更理由	

告 示

◎新潟県告示第359号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

指定区域	埋立地の区分
佐渡市真野大川字清徳 453-1、453-3 佐渡市吉岡字清徳 1472、1472-2、1472-3、1472-6、1472-7、1472-8、1473、1474-3、1474-4 佐渡市吉岡字清酒 1472-9、2212	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

◎新潟県告示第360号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに

永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和7年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
新潟県立リウマチセンター	新発田市本町1丁目2番8号	令和7年3月31日

◎新潟県告示第361号

新潟県住宅宿泊事業の適正な運営の確保に関する条例別表の規定による指定（平成30年新潟県告示第338号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削り、同表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後		改正前	
市町村	学校	市町村	学校
長岡市	青葉台小学校 新町小学校 石坂小学校 浦瀬小学校 大河津小学校 大島小学校 太田小学校 小国小学校 表町小学校 柿小学校 桂小学校 上川西小学校 上組小学校 上通小学校 川口小学校 川崎小学校 川崎東小学校 神田小学校 希望が丘小学校 黒条小学校 岡南小学校 越路小学校 越路西小学校 才津小学校 阪之上小学校 下川西小学校 四郎丸小学校 新組小学校 信条小学校 栖吉小学校 関原小学校 千手小学校 寺泊小学校 十日町小学校 栃尾東小学校 栃尾南小学校 豊田小学校 中島小学校 中之島中央小学校 東谷小学校 日越小学校 日吉小学校 深沢小学校 福戸小学校 富曾亀小学校 前川小学校 宮内小学校 宮本小学校 山古志小学校 与板小学校 脇野町小学校 和島小学校 新潟大学教育学部附属長岡小学校 青葉台中学校 秋葉中学校 旭岡中学校 大島中学校 太田中学校 小国中学校 刈谷田中学校 川口中学校 北中学校 岡南中学校 江陽中学校 越路中学校 栖吉中学校 関原中学校 堤岡中学校 寺泊中学校 東北中学校 中之島中学校 西中学校 東中学校 北辰中学校 三島中学校 南中学校 宮内中学校 山古	長岡市	青葉台小学校 新町小学校 石坂小学校 浦瀬小学校 大河津小学校 大島小学校 太田小学校 <u>大積小学校</u> 小国小学校 表町小学校 柿小学校 桂小学校 上川西小学校 上組小学校 上通小学校 川口小学校 川崎小学校 川崎東小学校 神田小学校 希望が丘小学校 黒条小学校 岡南小学校 越路小学校 越路西小学校 才津小学校 阪之上小学校 下川西小学校 <u>下塩小学校</u> 四郎丸小学校 新組小学校 信条小学校 栖吉小学校 関原小学校 千手小学校 寺泊小学校 十日町小学校 栃尾東小学校 栃尾南小学校 豊田小学校 中島小学校 中之島中央小学校 東谷小学校 日越小学校 日吉小学校 深沢小学校 福戸小学校 富曾亀小学校 前川小学校 宮内小学校 宮本小学校 山古志小学校 与板小学校 脇野町小学校 和島小学校 新潟大学教育学部附属長岡小学校 青葉台中学校 秋葉中学校 旭岡中学校 大島中学校 太田中学校 小国中学校 刈谷田中学校 川口中学校 北中学校 岡南中学校 江陽中学校 越路中学校 栖吉中学校 関原中学校 堤岡中学校 寺泊中学校 東北中学校 中之島中学校 西中学校 東中学校 北辰中学校 三島中

	<p>志中学校 山本中学校 与板中学校 新潟大学教育学部附属長岡中学校 正徳館高等学校 栃尾高等学校 長岡大手高等学校 長岡工業高等学校 長岡向陵高等学校 長岡商業高等学校 長岡明德高等学校 長岡高等学校 中越高等学校 帝京長岡高等学校 高等総合支援学校 総合支援学校 柏崎特別支援学校のぎく分校 長岡豊学校 長岡工業高等専門学校</p>		<p>学校 南中学校 宮内中学校 山古志中学校 山本中学校 与板中学校 新潟大学教育学部附属長岡中学校 正徳館高等学校 栃尾高等学校 長岡大手高等学校 長岡工業高等学校 長岡向陵高等学校 長岡商業高等学校 長岡明德高等学校 長岡高等学校 中越高等学校 帝京長岡高等学校 高等総合支援学校 総合支援学校 柏崎特別支援学校のぎく分校 長岡豊学校 長岡工業高等専門学校</p>
<p>上越市</p>	<p>有田小学校 飯小学校 板倉小学校 稲田小学校 浦川原小学校 大潟町小学校 大島小学校 大手町小学校 大瀧小学校 大町小学校 柿崎小学校 春日小学校 春日新田小学校 北諏訪小学校 清里小学校 黒田小学校 国府小学校 三郷小学校 <u>三和小学校</u> 下黒川小学校 上雲寺小学校 上下浜小学校 高志小学校 高士小学校 高田西小学校 宝田小学校 谷浜小学校 戸野目小学校 富岡小学校 豊原小学校 直江津小学校 直江津南小学校 中郷小学校 東本町小学校 保倉小学校 牧小学校 南川小学校 南本町小学校 明治小学校 安塚小学校 八千浦小学校 大和小学校 吉川小学校 和田小学校 上越教育大学附属小学校 板倉中学校 東頸中学校 大潟町中学校 柿崎中学校 春日中学校 清里中学校 頸城中学校 三和中学校 城西中学校 城東中学校 城北中学校 潮陵中学校 直江津中学校 直江津東中学校 中郷中学校 名立中学校 牧中学校 八千浦中学校 雄志中学校 吉川中学校 上越教育大学附属中学校 久比岐高等学校 上越総合技術高等学校 高田高等学校 高田北城高等学校 高田商業高等学校 高田農業高等学校 高田南城高等学校 有恒高等学校 直江津中等教育学校 上越特別支援学校 <u>上越特別支援学校有恒学舎</u> 高田特別支援学校 吉川高等特別支援学校</p>	<p>上越市</p>	<p>有田小学校 飯小学校 板倉小学校 稲田小学校 <u>上杉小学校</u> 浦川原小学校 大潟町小学校 大島小学校 大手町小学校 大瀧小学校 大町小学校 柿崎小学校 春日小学校 春日新田小学校 北諏訪小学校 清里小学校 黒田小学校 国府小学校 <u>里公小学校</u> 三郷小学校 下黒川小学校 上雲寺小学校 上下浜小学校 諏訪小学校 高志小学校 高士小学校 高田西小学校 宝田小学校 谷浜小学校 戸野目小学校 富岡小学校 豊原小学校 直江津小学校 直江津南小学校 中郷小学校 東本町小学校 <u>美守小学校</u> 保倉小学校 牧小学校 南川小学校 南本町小学校 明治小学校 安塚小学校 八千浦小学校 大和小学校 吉川小学校 和田小学校 上越教育大学附属小学校 板倉中学校 東頸中学校 大潟町中学校 柿崎中学校 春日中学校 清里中学校 頸城中学校 三和中学校 城西中学校 城東中学校 城北中学校 潮陵中学校 直江津中学校 直江津東中学校 中郷中学校 名立中学校 牧中学校 八千浦中学校 雄志中学校 吉川中学校 上越教育大学附属中学校 久比岐高等学校 上越総合技術高等学校 高田高等学校 高田北城高等学校 高田商業高等学校 高田農業高等学校 高田南城高等学校 有恒高等学校 直江津中等教育学校 上越特別支援学校 高田特別支援学校 吉川高等特別支援学校</p>

(略)	(略)	(略)	(略)
新発田市	加治川小学校 川東小学校 御免町小学校 佐々木小学校 猿橋小学校 紫雲寺小学校 住吉小学校 東豊小学校 外ヶ輪小学校 豊浦小学校 七葉小学校 東小学校 二葉小学校 加治川中学校 川東中学校 佐々木中学校 猿橋中学校 紫雲寺中学校 第一中学校 豊浦中学校 七葉中学校 東中学校 本丸中学校 新発田高等学校 新発田商業高等学校 新発田農業高等学校 新発田南高等学校 西新発田高等学校 新発田竹俣特別支援学校 新発田竹俣特別支援学校いじみの分校	新発田市	加治川小学校 川東小学校 御免町小学校 佐々木小学校 猿橋小学校 紫雲寺小学校 住吉小学校 東豊小学校 外ヶ輪小学校 豊浦小学校 七葉小学校 東小学校 <u>藤塚小学校</u> 二葉小学校 <u>米子小学校</u> 加治川中学校 川東中学校 佐々木中学校 猿橋中学校 紫雲寺中学校 第一中学校 豊浦中学校 七葉中学校 東中学校 本丸中学校 新発田高等学校 新発田商業高等学校 新発田農業高等学校 新発田南高等学校 西新発田高等学校 新発田竹俣特別支援学校 新発田竹俣特別支援学校いじみの分校
(略)	(略)	(略)	(略)
十日町市	鑑島小学校 上野小学校 川治小学校 下条小学校 千手小学校 田沢小学校 橘小学校 十日町小学校 飛渡第一小学校 中条小学校 西小学校 東小学校 松代小学校 松之山小学校 水沢小学校 吉田小学校 川西中学校 下条中学校 十日町中学校 中里中学校 中条中学校 松代中学校 松之山中学校 水沢中学校 南中学校 吉田中学校 十日町高等学校 十日町総合高等学校 松代高等学校 ふれあいの丘支援学校 川西高等特別支援学校	十日町市	鑑島小学校 上野小学校 川治小学校 下条小学校 千手小学校 田沢小学校 橘小学校 十日町小学校 飛渡第一小学校 中条小学校 西小学校 <u>馬場小学校</u> 東小学校 松代小学校 松之山小学校 水沢小学校 吉田小学校 川西中学校 下条中学校 十日町中学校 中里中学校 中条中学校 松代中学校 松之山中学校 水沢中学校 南中学校 吉田中学校 十日町高等学校 <u>十日町高等学校松之山分校</u> 十日町総合高等学校 松代高等学校 ふれあいの丘支援学校 川西高等特別支援学校
(略)	(略)	(略)	(略)
佐渡市	相川小学校 赤泊小学校 内海府小学校 小木小学校 金井小学校 金泉小学校 加茂小学校 河崎小学校 河原田小学校 行谷小学校 高千小学校 七浦小学校 新穂小学校 二宮小学校 畑野小学校 羽茂小学校 前浜小学校 松ヶ崎小学校 真野小学校 八幡小学校 両津小学校 両津吉井小学校 相川中学校 内海府中学校 金井中学校 佐和田中学校 高千中学校 新穂中学校 畑野中学校 前浜中学校 松ヶ崎中学校 真野中学校 南佐渡中学校 両津中学校 佐渡高等学校 佐渡高等学校相川分校 佐渡総合高等学校 羽茂高等学	佐渡市	相川小学校 赤泊小学校 内海府小学校 小木小学校 金井小学校 金泉小学校 加茂小学校 河崎小学校 河原田小学校 行谷小学校 高千小学校 七浦小学校 新穂小学校 二宮小学校 畑野小学校 羽茂小学校 前浜小学校 松ヶ崎小学校 真野小学校 八幡小学校 両津小学校 両津吉井小学校 相川中学校 <u>赤泊中学校</u> 内海府中学校 金井中学校 佐和田中学校 高千中学校 新穂中学校 畑野中学校 前浜中学校 松ヶ崎中学校 真野中学校 南佐渡中学校 両津中学校 佐渡高等学校 佐渡高等学校相川分校

	校 佐渡中等教育学校 佐渡特別支援学校		校 佐渡総合高等学校 羽茂高等学校 校 佐渡中等教育学校 佐渡特別支援学校
(略)	(略)	(略)	(略)

◎新潟県告示第362号

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第2項において読み替えて準用する同法第39条第1項の規定により、次のとおり農地を利用する権利（以下「利用権」という。）を設定すべき旨の裁定をした。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

1 利用権を設定すべき農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
新潟市秋葉区蒲ヶ沢字中谷内1318番	田	1,983
新潟市秋葉区蒲ヶ沢字中谷内1483番3	田	366
新潟市秋葉区蒲ヶ沢字中谷内1486番1	田	631

2 利用権の内容等

内容	始期	存続期間	賃料に相当する補償金の額
水稻栽培	令和7年5月	5年	13,330円

3 利用権が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人新潟県農林公社 代表理事 星 丈志
〒950-0965 新潟市中央区新光町15番地2

4 農地の所有者等の情報

新潟県報 定期第13号（令和7年2月18日発行）で告示したが、令和7年3月4日までの間に農地の所有者等からの意見書の提出はなかった。

5 補償金の支払の方法

利用権の始期までに新潟地方法務局新津支局に補償金を供託する。

6 補償金の還付について

農地の所有者は新潟地方法務局新津支局において、補償金の還付を受けることができる。

7 その他

機構関連事業（農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業）が行われる可能性がある。

◎新潟県告示第363号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15010	登録年月日	平成15年6月20日
登録検査機関の名称	協同組合 米ネットワーク新潟		
代表者氏名	理事長 瀧澤 毅		
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市中央区南笹口1丁目9番29号		
登録の区分	品位等検査		
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産精米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆		
農産物検査を行う区域	農産物検査員		成分検査業務受委託先
	氏名	農産物の種類	受委託の区分 登録検査機関の名称 代表者氏名 主たる事務所の所在地
新潟県	坂上 暢英	もみ、玄米	
	五十嵐 海	もみ、玄米	
備考	略称『米ネットワーク新潟』令和7年4月1日農産物検査員2名の新規登録。検査員合計117名。		

◎新潟県告示第364号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東蒲原郡阿賀町の阿賀町津川土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和7年4月1日

新潟県新潟地域振興局長

1 退任

理事 東蒲原郡阿賀町平堀1757番地 杉崎 廣文

退任年月日 令和7年1月14日

◎新潟県告示第365号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次のとおり立合堰管理規程を認可した。

令和7年4月1日

新潟県柏崎地域振興局長

1 管理規程を定めた者の所在及び名称

柏崎市三和町8番19号 柏崎土地改良区

2 認可年月日

令和7年4月1日

3 認可した管理規程の概要

第1章 総則

第2章 堰及び取水ゲートの操作に関する事項

第3章 点検及び整備に関する事項

第4章 洪水警戒体制における措置に関する事項

第5章 雑則

◎新潟県告示第366号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、上越市の谷浜土地改良区の定款の変更を令和7年3月24日認可した。

令和7年4月1日

新潟県上越地域振興局長

◎新潟県告示第367号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、佐渡市の羽茂土地改良区の定款の変更を令和7年3月24日認可した。

令和7年4月1日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第368号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
大久保	農用地保全施設整備（ため池等整備「地震・豪雨対策型」）事業	上越市	令和6年10月31日

◎新潟県告示第369号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局湯沢砂防事務所から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(航空レーザ測量)
 - 2 作業期間 令和6年8月14日から令和7年2月28日まで
 - 3 作業地域 新潟県南魚沼市(三国川流域)
-

◎新潟県告示第370号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(県営防災重点農業用ため池緊急整備事業 町田地区 基準点測量)
 - 2 作業期間 令和6年10月1日から令和6年11月30日まで
 - 3 作業地域 新潟県上越市吉川区町田 地内
-

◎新潟県告示第371号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(県営ため池等整備事業 姫川原地区 基準点測量)
 - 2 作業期間 令和6年9月17日から令和6年12月1日まで
 - 3 作業地域 新潟県妙高市大字姫川原 地内
-

◎新潟県告示第372号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(県営ため池等整備事業 志地区 基準点測量)
 - 2 作業期間 令和6年9月17日から令和6年12月1日まで
 - 3 作業地域 新潟県妙高市大字志 地内
-

◎新潟県告示第373号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新発田市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(地盤変動調査 精密水準測量)
 - 2 作業期間 令和6年9月1日から令和7年3月7日まで
 - 3 作業地域 新潟県新発田市内一円
-

◎新潟県告示第374号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県糸魚川地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
 - 2 作業期間 令和6年2月1日から令和7年1月31日まで
 - 3 作業地域 新潟県糸魚川市大字田中地内
-

◎新潟県告示第375号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県糸魚川地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年2月1日から令和7年3月14日まで
- 3 作業地域 新潟県糸魚川市大字大平地内

◎新潟県告示第376号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年9月6日から令和7年3月7日まで
- 3 作業地域 新潟県五泉市内

◎新潟県告示第377号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北陸農政局信濃川左岸流域農業水利事業所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量等）
- 2 作業期間 令和6年6月24日から令和7年3月17日まで
- 3 作業地域 新潟県長岡市大字親沢地内ほか

◎新潟県告示第378号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量（三角点改測、高度地域基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年2月1日から令和7年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟県長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町、南魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町、刈羽郡刈羽村

◎新潟県告示第379号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、糸魚川市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（団体営土地改良事業 大野新舟地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和6年9月17日から令和7年2月20日まで
- 3 作業地域 新潟県 糸魚川市 大字大野 地内

◎新潟県告示第380号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県十日町地域振

興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年4月1日から令和7年3月14日まで
- 3 作業地域 新潟県十日町市東田沢 地内

◎新潟県告示第381号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県上越地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業 東潟地区 確定測量）
- 2 作業期間 令和6年8月23日から令和7年3月4日まで
- 3 作業地域 新潟県上越市大潟区高橋新田 ほか地内

◎新潟県告示第382号

昭和26年2月20日付け新潟県告示第158号及び昭和33年1月31日付け新潟県告示第137号をもって告示した建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の改正前の法第6条第1項第4号の規定により指定している次の区域の指定を解除する。

なお、関係図書は、告示日から2週間、新潟県土木部都市局建築住宅課及び関係町役場又は関係市役所において縦覧に供する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

三島郡出雲崎町大字尼瀬、大字住吉町、大字石井町、大字羽黒町、大字鳴滝町、大字木折町及び大字井鼻の区域
長岡市小国町新町、相野原及び二本柳の区域

◎新潟県告示第383号

都市計画区域内における建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の改正前の法第6条第1項第4号の規定により指定している区域の指定を解除する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

◎新潟県告示第384号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）の改正前の法第6条第1項第4号の規定に基づき指定している次の区域を改正後の法第6条第1項第3号の規定に基づく区域に改める。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

上越市安塚区大字松崎字品の木田、北坂、道管、南坂、鳥井前、桜立、宮ヶ沢、畑田、下才内、宮田、下鳥井前、大字安塚字町、横町、山中、古町、家中、内山、南田、中川原、太田、小林、大字下方字沢田、浦の山、高畑新田、大畑新田、大字上方字宮平、上平、家の山、大字本郷字鳥越、前田、久保田、蟹沢、家の浦、神明平、牛沢、大字和田字蛙高、宮ノ下、一の口、牛ヶ久保、古川、上沖、名立区大字名立大町字中才、新町、家浦、仲町、川端町、家添、裏町、新井町、大字名立小泊字カラハシ、越尾戸、大泊り、上ノ山、浜端、他家ノ上、山王前、寺の脇、清水端、大字名立大町字中道、中江、上川原、町田道下、八王寺、打杵、脇谷、町田、寺山、片越、大字名立小泊字下爪原、カウカウ田、諏訪田、池ノ田、内杵、江端、雛崎沢、大字赤野俣字上川原、下川原、ケセ畑、清水尻、下ノ前、白山、浦川原区大字大印内新田字久保、大字横川新田字土手下、大字飯室新田字上川原、大字飯室字山崎、山崎古川、大字山印内字門前島、替地、大字六日町字大川原、大字長走字藤塚、石塔、向島、大字横川字外川原、西川原、宮平、上段、砂田、関塔、大字下柿野字夜叉ヶ峰、大字顕聖寺字八幡、下池田、上池田、十日町、牧山、丸山、大字有島字浦川原、下川原、二十割、長割、宮ノ下、宮ノ外、大字釜淵字西蟹沢、高畑、石畑、ゴミサシ、大字虫川字崩、焼町、下カチ、古新田、沢口、フケ、沖、沖残歩、菱山、田畑、北尻、

大字中猪子田字下切、下荒田、上荒田、古川、上苗代、下苗代、曲り、上西割、下西割、加茂田、大西地、宮田、北和田、相分ヶ、中川原、和田、向川原、江袖、大字下猪子田字中田、前田、南前田、カツボ田、石川原、宮平、寺田、鎮守堂、宮ノ入、大字小谷島字万場、谷内田及び小谷内田の区域

柏崎市大字矢田、大字小黑頃、大字飯塚、大字五十土、大字成沢、大字曾地、大字花田、大字曾地新田、大字吉井、大字青海川、大字笠島、大字上輪新田、大字大清水、大字大平、大字上条、大字宮の窪、大字山口、大字佐水、大字芋川、大字古町、大字小田山新田、大字宮川、大字椎谷、大字大湊、大字加納、大字与板、大字宮平、大字善根、大字森近、大字石曾根、大字山室、大字大沢、高柳町岡野町、西山町礼拝、池浦字下、綱手下、下山田字唐子田、別山字商場、養福地、灰瓜字中村の内1番地から24番地まで、屋合の内98番地から119番地まで、石地一円、和田字大割、長詰347番地から360番地まで、四十刈280番地から295番地まで、二十刈212番地から260番地まで、中九郎174番地から190番地まで、鶴巻104番地から145番地まで、住吉420番地から450番地まで、北野字メグリ890番地から1000番地まで、同1120番地から1140番地まで、三十刈780番地から890番地まで、池ノ下90番地から95番地まで、宮前1450番地から1470番地まで、山ノ脇1460番地から1480番地まで、川畑790番地から925番地まで、町畑甲1番地から50番地まで、町畑乙335番地から529番地まで、妙法寺字五枚田1360番地から1410番地まで、仲橋1300番地から1370番地まで、仲橋1400番地から1425番地まで、苗代1320番地から1500番地まで、仲村1250番地から1330番地まで、松木ノ田2100番地から2450番地まで及び中央台字小原の区域

十日町市松代大字松代字坂の下、中町、前田、諏訪腰、宮沢入、古町、ドドメキ、上原、下の島、舟渡、池田、谷内、釜田、善修塚、上の山下、浦町、下小路、原、下町、大字千年字さいみ平、船渡の内、前田、宮の前、宮の外、向、切通、大字太平字沢田、前田、西の原、大田、塚上、中新田、蒲生田、堤岡、上原、向原、サギの島、大崩、大字田沢字松瀬、川島、下屋敷、ヒジリ田、松之山大字浦田口字向山、行峯、中之入、前田、南前田、高畔、久保田、道北、北田、大字光間字中山、中山沢、雷林、布付場、大字湯本字湯端、下湯、川下、川上、小屋の上及び大字湯山字上笹野の区域

公 告

工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の開催について（公告）

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり開催する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 講習の期日及び場所

講習区分	講習期日	講習会場
特殊消防用設備等	7月22日（火）	新潟ユニゾンプラザ
消火設備	7月23日（水）	新潟ユニゾンプラザ
	11月18日（火）	ハイブ長岡
	11月26日（水）	新潟ユニゾンプラザ
警報設備	7月24日（木）	新潟ユニゾンプラザ
	11月13日（木）	上越テクノスクール
	11月19日（水）	ハイブ長岡
避難設備・消火器	11月27日（木）	新潟ユニゾンプラザ
	7月25日（金）	新潟ユニゾンプラザ
	11月14日（金）	上越テクノスクール
	11月20日（木）	ハイブ長岡
	11月28日（金）	新潟ユニゾンプラザ

2 講習区分及び講習の対象となる消防設備士の種類

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類
特殊消防用設備等	甲種特類
消火設備	甲種第1類、甲種第2類、甲種第3類 乙種第1類、乙種第2類、乙種第3類
警報設備	甲種第4類、乙種第4類、乙種第7類
避難設備・消火器	甲種第5類、乙種第5類、乙種第6類

3 講習科目及び講習時間

講習科目	講習時間
(1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項	2時間30分
(2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項	4時間
(3) 効果測定	30分程度

4 受講申請手続

(1) 受付期間

①7月講習

令和7年6月9日（月）から令和7年6月17日（火）まで

②11月講習

令和7年9月1日（月）から令和7年9月9日（火）まで

(2) 受付場所

新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルⅡ2階 一般財団法人新潟県消防設備協会

(3) 必要書類等

①受講申請書（講習区分ごとに提出する。）

②写真1枚（受講申請書提出前6か月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートルで正面無帽上半身のもの。受講申請書の写真欄に貼付する。）

③受講手数料7,000円（記入式納付書の納付済証を受講申請書の手数料欄に貼付すること。）

5 その他

(1) 受講案内書及び受講申請書配布場所

一般財団法人新潟県消防設備協会、新潟県防災局消防課、県内消防本部及び消防署

(2) 受講時に持参するもの

消防設備士免状、受講票、筆記用具

(3) 問い合わせ先

危険物の取扱作業の保安に関する講習会の開催について（公告）

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のとおり開催する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 講習会の期日及び場所

開催地	講習会場	講習種別	講習期日
新潟市	新潟テルサ	一般	令和7年6月20日（金）
新発田市	新発田市生涯学習センター	一般	令和7年6月24日（火）
上越市	リージョンプラザ上越	一般	令和7年7月8日（火） 令和7年7月9日（水）
長岡市	長岡リリックホール	一般	令和7年7月17日（木）
三条市	三条市体育文化会館	給油取扱所、一般	令和7年7月24日（木）
新潟市	新潟テルサ	一般	令和7年7月29日（火）
村上市	村上市教育情報センター	一般	令和7年8月6日（水）
新潟市	新潟テルサ	給油取扱所、一般	令和7年8月22日（金）
十日町市	十日町地場産センタークロス10	一般	令和7年8月26日（火）
長岡市	長岡リリックホール	一般	令和7年9月4日（木）
柏崎市	柏崎市文化会館アルフォーレ	一般	令和7年9月10日（水）
南魚沼市	南魚沼市ふれ愛支援センター	一般	令和7年9月17日（水）
上越市	リージョンプラザ上越	一般	令和7年9月24日（水） 令和7年9月25日（木）
糸魚川市	糸魚川建設会館	一般	令和7年10月1日（水）
佐渡市	アミューズメント佐渡	一般	令和7年10月7日（火） 令和7年10月8日（水）
新潟市	新潟テルサ	給油取扱所、一般	令和7年10月10日（金）
小千谷市	小千谷市総合福祉センターサンラックおぢや	一般	令和7年10月17日（金）
新発田市	新発田市生涯学習センター	一般	令和7年10月24日（金）
新潟市	新潟テルサ	一般	令和7年11月5日（水）
燕市	燕市文化会館	給油取扱所、一般	令和7年11月20日（木）

2 講習の対象者

危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において、現に危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者及び現に危険物の取扱作業に従事していないが、受講を希望する危険物取扱者とする。

3 講習時間等

受付時間 午前の講習の場合は、9時から

午後の講習の場合は、13時から

講習時間 午前の講習の場合は、9時30分から12時30分まで

午後の講習の場合は、13時30分から16時30分まで

4 受講申請受付期間

- (1) 講習期日が6月20日（金）のときは、令和7年5月16日（金）から30日（金）まで
- (2) 講習期日が6月24日（火）のときは、令和7年5月20日（火）から6月3日（火）まで
- (3) 講習期日が7月8日（火）、9日（水）のときは、令和7年6月3日（火）から17日（火）まで
- (4) 講習期日が7月17日（木）のときは、令和7年6月12日（木）から26日（木）まで
- (5) 講習期日が7月24日（木）のときは、令和7年6月19日（木）から7月3日（木）まで
- (6) 講習期日が7月29日（火）のときは、令和7年6月24日（火）から7月8日（火）まで
- (7) 講習期日が8月6日（水）のときは、令和7年7月2日（水）から16日（水）まで
- (8) 講習期日が8月22日（金）のときは、令和7年7月18日（金）から8月1日（金）まで
- (9) 講習期日が8月26日（火）のときは、令和7年7月22日（火）から8月5日（火）まで
- (10) 講習期日が9月4日（木）のときは、令和7年7月31日（木）から8月14日（木）まで
- (11) 講習期日が9月10日（水）のときは、令和7年8月6日（水）から20日（水）まで

- (12) 講習期日が9月17日(水)のときは、令和7年8月13日(水)から27日(水)まで
- (13) 講習期日が9月24日(水)、25日(木)のときは、令和7年8月20日(水)から9月3日(水)まで
- (14) 講習期日が10月1日(水)のときは、令和7年8月27日(水)から9月10日(水)まで
- (15) 講習期日が10月7日(火)、8日(水)のときは、令和7年9月2日(火)から16日(火)まで
- (16) 講習期日が10月10日(金)のときは、令和7年9月5日(金)から19日(金)まで
- (17) 講習期日が10月17日(金)のときは、令和7年9月12日(金)から26日(金)まで
- (18) 講習期日が10月24日(金)のときは、令和7年9月19日(金)から10月3日(金)まで
- (19) 講習期日が11月5日(水)のときは、令和7年10月1日(水)から15日(水)まで
- (20) 講習期日が11月20日(木)のときは、令和7年10月16日(木)から30日(木)まで

5 受講申込先

新潟市中央区新光町15番地2 新潟県公社総合ビル内
郵便番号950-0965 電話番号025-285-3490
公益財団法人新潟県危険物安全協会

6 受講手数料

5,300円(記入式納付書の納付済証を受講申請書の手数料欄に貼付すること。)

7 その他

- (1) 受講当日、受講者は危険物取扱者免状、受講票及び筆記用具を持参すること。
- (2) 受講申請書は、公益財団法人新潟県危険物安全協会及びその地区支会、市町村消防本部(署)並びに新潟県防災局消防課に準備してある所定の用紙を使用すること。
- (3) この講習についての照会は、公益財団法人新潟県危険物安全協会(電話番号025-285-3490)へ行うこと。

調理師試験の実施について(公告)

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定により、令和7年度新潟県調理師試験を次のとおり実施する。

なお、試験に関する事務は、調理師法第3条の2第2項の規定により、公益社団法人調理技術技能センターに行わせる。

令和7年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験日時

(1) 本試験

令和7年10月25日(土) 午後1時30分から3時30分まで
ただし、午後1時までに指定の座席へ着席すること。

(2) 再試験

災害等、やむを得ない事情により試験を延期する場合、再試験を実施する。
令和7年12月13日(土) 午後1時30分から3時30分まで
ただし、午後1時までに指定の座席へ着席すること。

2 本試験の場所

公益社団法人調理技術技能センターが通知する場所で行う。

3 試験科目

公衆衛生学、食品学、栄養学、食品衛生学、調理理論、食文化概論

4 受験資格

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者(中学校卒業以上の者)又は調理師法附則第3項の規定に該当する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて、2年以上、調理業務に従事した者。

なお、正規職員以外(パート・アルバイト等)であっても、週4日かつ1日6時間以上又は週5日かつ1日5時間以上の勤務(実働)を原則とし、反復継続的に調理業務に従事している場合は、当該雇用形態で勤務していた期間を調理業務に従事した期間としてみなすことができるものとする。

5 提出書類

- (1) 受験申請書
- (2) 受験票・写真台帳
- (3) 受験手数料の領収証書

- (4) 受験票送付用封筒
- (5) 調理業務従事証明書
- (6) 印鑑登録証明書又は印鑑証明書(該当者のみ)
- (7) 戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)等(該当者のみ)(発行後6ヶ月以内のもの)
- (8) 国籍等表示のある住民票(外国籍の方のみ)(発行後6ヶ月以内のもの)
- (9) 学力認定書(次の者のみ)

・学校教育法による各種学校として認可されている外国人学校(朝鮮学校やインターナショナルスクール等)の卒業生

・外国における学校教育が9年未満の課程の卒業生

上記(1)～(5)については、公益社団法人調理技術技能センターが定める様式を使用すること。

なお、平成30年度以降に新潟県調理師試験を申し込んだ者については、その際に交付された受験票を提出することにより、上記(6)、(7)及び(9)の提出を省略することができる。過去の受験票を紛失した場合は、本人確認のできる公的証明書(運転免許証・健康保険証等)のコピーを提出すること。

6 受験手数料

- (1) 受験手数料は、6,400円を受験申請書類に同封されている払込取扱票にて支払い後、金融機関の領収印が押印された領収証書を受験票の裏面に貼付すること。
- (2) 受験願書を受理した後は、いかなる理由があっても受験手数料を返還しない。

7 受験申請に関する書類の受付期間及び提出先

(1) 一般郵送受付

申請用封筒に提出書類一式を封入の上、「簡易書留」で郵送すること。

ア 受付期間

令和7年5月7日(水)から6月3日(火)まで(当日消印有効)

イ 提出先

公益社団法人調理技術技能センター調理師試験担当

(〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-5 JACCビル5階)

8 合格者の発表

令和7年12月12日(金)

9 その他

受験手続に関する問い合わせは、公益社団法人調理技術技能センター(03-3667-1815)へ行うこと。

特定調達契約(物品の購入等)に係る競争入札参加者の資格について(公告)

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条の規定に基づき、新潟県が発注する物品の購入又は物品の製造の請負についての競争入札に参加しようとする者の令和7年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に令和8年3月31日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角英世

1 調達をする物品等の種類

次のとおりとする。

- (1) 文具事務機器類
- (2) 家具類
- (3) 印刷・印章類
- (4) 機械類
- (5) 薬品・肥飼料・資材類
- (6) 車両・船舶類
- (7) 燃料・油脂類
- (8) 工事用材料類
- (9) 雑類

2 競争入札に参加することができる者

- (1) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、許認可等を受けている者
- (2) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。）
- (3) 後記3に規定する税について未納がない者
- (4) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者
- (5) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、物品等入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 法人の場合

ア 法人の登記事項証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表

ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

オ 新潟県の県税納税証明書

カ 法人税の納税証明書（外国に籍を有する法人にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行するこれに相当する書類）

キ 消費税及び地方消費税の納税証明書

ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 個人の場合

ア 成年被後見人、被保佐人又は被補助人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）（被保佐人又は被補助人にあつては、知事が別に指示する書類）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書

ウ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

エ 前記2の(2)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

オ 新潟県の県税納税証明書

カ 所得税の納税証明書（外国に籍を有する者にあつては、その国の管轄官庁又は権限のある機関の発行す

るこれに相当する書類)

キ 消費税及び地方消費税の納税証明書

ク 前記2の(5)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

4 申請書類の作成に用いる言語等

(1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

(2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。

5 申請書用紙の入手方法

新潟県出納局ホームページ（下記ホームページアドレス）から取得することが可能である。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/suitou/5buppin.html>

6 申請の時期

令和8年3月31日まで随時受け付ける。

なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。

7 資格審査結果の通知

物品等入札参加資格を有すると決定したときは、物品等入札参加資格承認通知書により通知する。

8 資格の有効期間

物品等入札参加資格決定の日から令和8年3月31日までとする。

9 申請書の提出先及び照会先

郵便番号950-8570

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県出納局会計検査課調達契約係

電話025-280-5490（直通）

特定調達契約（庁舎等管理業務の委託）に係る競争入札参加者の資格について（公告）

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定に基づき、新潟県が発注する庁舎等管理業務の委託についての競争入札に参加しようとする者の令和7年度における資格審査の申請方法及び申請時期等について次のとおり公告する。

なお、既に令和8年2月28日まで有効な資格の決定を受けている者については、この公告するところによる申請の必要はない。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

1 調達をする庁舎等管理業務の種類

次のとおりとする。

- (1) 建築物清掃業務
- (2) 建築物空気環境測定業務
- (3) 建築物飲料水水質検査業務
- (4) 建築物飲料水貯水槽清掃業務
- (5) 建築物ねずみ昆虫等防除業務
- (6) 建築物空気調和用ダクト清掃業務
- (7) 建築物排水管清掃業務
- (8) 建築物環境衛生総合管理業務

2 競争入札に参加することができる者

(1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項の登録（以下「建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録」という。）を受けている者（知事がこれと同等の庁舎等管理業務を遂行する能力があると認めた者を含む。）

(2) 営業に関し許可、認可等（以下「許認可等」という。）を必要とする場合において、許認可等を受けている者

(3) 資格審査の申請を行う日の属する月の前月の初日（以下「審査基準日」という。）において、引き続き1年以上事業を営んでいる者（審査基準日以前に引き続き1年以上事業を営んでいた者から、当該申請を行う日までに当該事業に係る営業の全部又は一部を承継した者及び国又は地方公共団体が出資している法人のうち

知事が入札の参加に支障がないと認めたものを含む。)

(4) 後記3に規定する税について未納がない者

(5) 知事から指名競争入札に関し、現に指名停止の措置を受けていない者

(6) 次のアからキまでのいずれにも該当しない者

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者

イ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められる者

ウ 暴力団員であると認められる者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

カ 法人であって、その役員（その支店又は営業所の代表者を含む。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していると認められるもの

キ 法人であって、その役員のうちウからオまでのいずれかに該当する者があるもの

3 資格審査の申請方法

競争入札に参加しようとする者は、庁舎等管理業務入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。

(1) 法人の場合

ア 法人の登記事項証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類）

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の事業年度に係る財務諸表

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類

エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した法人であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満のものにあつては、営業譲渡又は合併をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

カ 新潟県の県税納税証明書

キ 法人税の納税証明書（外国法人にあつては、知事が別に指示する書類）

ク 消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

(2) 個人の場合

ア 成年被後見人、被保佐人又は被補助人に該当しない旨の登記事項証明書（後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書をいう。）（被保佐人又は被補助人にあつては、知事が別に指示する書類）及び民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第1項の規定により成年被後見人とみなされる者、同条第2項の規定により被保佐人とみなされる者、同条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる準禁治産者又は破産者で復権を得ない者に該当しない旨の市町村長の証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）

イ 審査基準日の直前の決算期から1年前までの間の営業年度に係る収支計算書

ウ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の登録を受けていることを証する書類

エ その営業に関し必要な許認可等を受けていることを証する書類

オ 前記2の(3)に規定する営業の全部又は一部を承継した者であつて、審査基準日において当該承継の日から1年未満の者にあつては、営業譲渡又は相続をした事実を証する書類その他知事が必要と認める書類

カ 新潟県の県税納税証明書

キ 所得税の納税証明書（日本の国籍を有しない者にあつては、知事が別に指示する書類）

ク 消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 前記2の(6)のアからキまでのいずれにも該当しないことを誓約する書面

4 申請書類の作成に用いる言語等

(1) 申請書及び財務諸表又は収支計算書は、日本語で作成すること。

なお、その他の書類で外国語で記載のものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

- (2) 提出書類のうち、金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本通貨に換算し、記載すること。
- 5 申請書用紙の請求
申請書用紙の入手方法
新潟県出納局ホームページ（下記ホームページアドレス）から取得することが可能である。
<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/suitou/5chousha.html>
- 6 申請の時期
令和8年2月28日まで随時受け付ける。
なお、審査事務の都合上、入札に間に合わないことがある。
- 7 資格審査結果の通知
庁舎等管理業務入札参加資格を有すると決定したときは、庁舎等管理業務入札参加資格承認通知書により通知する。
- 8 資格の有効期間
庁舎等管理業務入札参加資格決定の日から令和8年2月28日までとする。
なお、令和8年3月1日以降有効な資格については、別途公告する。
- 9 申請書の提出先及び照会先
郵便番号950-8570
新潟市中央区新光町4番地1
新潟県出納局会計検査課調達契約係
電話025-280-5490（直通）

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年4月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 調達件名及び数量
- (1) 県立学校等電力需給（新潟高等学校 外38施設）
 - (2) 県立学校等電力需給（長岡高等学校 外37施設）
 - (3) 県立学校電力需給（高田高等学校 外30施設）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
新潟県教育庁財務課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 落札決定日
令和7年3月13日
- 4 落札者の氏名及び住所
- (1) 上記1(1)について
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
東京都中央区日本橋二丁目11番2号
 - (2) 上記1(2)について
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
東京都中央区日本橋二丁目11番2号
 - (3) 上記1(3)について
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社
東京都中央区日本橋二丁目11番2号
- 5 落札価格
- (1) 上記1(1)について
297,044,098円
 - (2) 上記1(2)について
248,458,054円
 - (3) 上記1(3)について

197,330,379円

- 6 契約決定方式
一般競争入札
- 7 落札方式
最低価格
- 8 入札公告日
令和7年1月21日

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、全自動免疫測定装置の賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年4月1日

新潟県立新発田病院長 田中 典生

1 入札に付する事項

- (1) 品名及び数量
全自動免疫測定装置賃貸借 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 履行期間
令和7年6月1日から令和12年5月31日まで
- (4) 履行場所
新潟県立新発田病院 臨床検査科
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 会社更生法及び民事再生法による再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2517

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

令和7年4月14日（月）午前10時30分
新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 本件入札に係る参加確認書類の提出

- (1) 入札希望者は令和7年4月9日午後5時00分までに、入札説明書に定める入札参加確認書類及び応札仕様書を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は令和7年4月9日に必着させるとともに、簡

易書留郵便を利用すること。

(2) 入札参加確認書類及び応札仕様書の提出場所は3(1)とする。

(3) 入札参加確認書類の様式は入札説明書による。

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札に参加しようとする者の見積もる契約金額を契約期間の月数(60)で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約保証金は、契約金額を契約期間の月数(60)で除して得た額に12を乗じて得た額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立新発田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、複写機使用貸借契約について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和7年4月1日

新潟県立津川病院長 原 勝人

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

複写機使用貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和7年5月1日から令和12年4月30日まで

(4) 履行場所

新潟県立津川病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「文具事務機器類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-4497
新潟県東蒲原郡阿賀町津川200番地
新潟県立津川病院
電話番号 0254-92-3311

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
令和7年4月8日（火）午後3時00分

4 入札、開札の日時及び場所

令和7年4月15日（火）午前10時00分
新潟県立津川病院 機能訓練室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立津川病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否
要

- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他
ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

公安委員会告示

◎新潟県公安委員会告示第39号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定により少年指導委員に委嘱した者の氏名、連絡先及び活動区域は、次のとおりである。

令和7年4月1日

新潟県公安委員会

委員長 齋藤 良人

氏名	連絡先	活動区域	委嘱期間
小池 光祐 塩田 美幸 増井 智子 真野 恵 丸山 和幸 丸山 保 柿原 恵美子 大宮 一真 星野 喜代江	新潟警察署生活安全課	新潟警察署の管轄区域	令和7年4月1日から 令和9年3月31日まで
柴田 歳子 高橋 誠一 阿部 ヒサ子 片桐 一 小島 良子 佐藤 勇	新潟中央警察署生活安全課	新潟中央警察署の管轄区域	
檜山 峰子	新潟西警察署生活安全課	新潟西警察署の管轄区域	
増子 智美	江南警察署生活安全課	江南警察署の管轄区域	
斎藤 保則	新潟北警察署生活安全課	新潟北警察署の管轄区域	
市嶋 範恵 篠田 博充	秋葉警察署生活安全課	秋葉警察署の管轄区域	
飯島 剛志 稲垣 晴一 菅原 広志	村上警察署生活安全課	村上警察署の管轄区域	
安達 勝間 高橋 宏行 曾我 明 笠原 恭子	新発田警察署生活安全課	新発田警察署の管轄区域	
間野 妙子	阿賀野警察署生活安全課	阿賀野警察署の管轄区域	
遠藤 重樹 神保 一江	燕警察署生活安全課	燕警察署の管轄区域	
高野 博子 佐藤 道春 渡邊 護 野村 絵美	三条警察署生活安全課	三条警察署の管轄区域	
諸橋 陽一 長谷川 真 中村 公哉 鷲尾 達雄 笠井 智行 小野 淳一 三浦 禎子 平野 利幸 鎌田 義明	長岡警察署生活安全課	長岡警察署の管轄区域	

樋口 孝夫 金澤 路子	十日町警察署生活安全課	十日町警察署の管轄区域
羽吹 忍 桑原 正樹	南魚沼警察署生活安全課	南魚沼警察署の管轄区域
石田 正巳 桑山 浩 本田 留美子 太田 栄 田中 雅人 入澤 留美子	柏崎警察署生活安全課	柏崎警察署の管轄区域
岸波 敏夫 風間 寿春 竹原 寛 玉虫 秀子 小川 幸喜 荒井 育子 松岡 江利子 小川 伸一	上越警察署生活安全課	上越警察署の管轄区域
古川 源三 大澤 実 金子 智一	妙高警察署生活安全課	妙高警察署の管轄区域
陶山 治 水嶋 聡 小竹 勇一	糸魚川警察署生活安全課	糸魚川警察署の管轄区域